# 省令

**○財務省令第四十号**

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）を実施するため、法人税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年四月十三日

財務大臣　安住　淳

## 法人税法施行規則の一部を改正する省令

法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「「繰延資産」」の下に「、「損金経理」」を加え、「第二十四号まで、第二十六号、第二十七号」を「第二十七号まで」に改め、「、繰延資産」の下に「、損金経理」を加える。

第二十七条の十四中「から別表十二㈣まで」を「、別表十二㈠、別表十二㈣」に、「別表十二㈠」を「別表十二(十一)」に改める。

第三十七条の九第二項中「から別表五の二㈠付表二まで」を「、別表五の二㈠付表」に、「別表十二(十三)まで、別表十二(十六)から別表十二(十八)まで、別表十二(二十)」を「別表十二(十四)まで、別表十二(十七)から別表十二(十九)まで、別表十二(二十一)」に改める。

第三十七条の十一第二項中「別表五の二㈠付表二」を「別表五の二㈠付表」に、「別表十二(十三)まで、別表十二(十六)から別表十二(十八)まで、別表十二(二十)」を「別表十二(十四)まで、別表十二(十七)から別表十二(十九)まで、別表十二(二十一)」に改める。

別表一㈠の表中

「

| 所得金額又は欠損金額（別表四「44の①」） |
|---|

」

を

「

| 所得金額又は欠損金額（別表四「48の①」） |
|---|

」

に、

「

| 法人税額の特別控除額（別表六(六)「27」＋別表六(七)「16」＋別表六(八)「19」＋別表六(十)「23」＋別表六(十一)「23」＋別表六(十二)「22」＋別表六(十三)「32」＋別表六(十四)「24」＋別表六(十五)「22」＋別表六(十六)「24」＋別表六(十七)「12」＋別表六(十八)「24」＋別表六(十九)「12」） |
|---|

」

を

「

| 課税留保金額（別表三（一）「36」） |
|---|
| 同上に対する税額（別表三（一）「44」） |

」

に、

「

| 法人税額の特別控除額（別表六(六)「27」＋別表六(七)「16」＋別表六(八)「19」＋別表六(十)「23」＋別表六(十一)「23」＋別表六(十二)「22」＋別表六(十三)「32」＋別表六(十四)「24」＋別表六(十五)「22」＋別表六(十六)「24」＋別表六(十七)「12」＋別表六(十八)「24」＋別表六(十九)「12」） |
|---|

」

を

「

| 課税留保金額（別表三（一）「39」） |
|---|
| 同上に対する税額（別表三（一）「47」） |

」

に改め、同表の記